最終更新日:令和5年10月30日

#### 公益財団法人日本アイスホッケー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jihf.or.jp/jihf/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運	(1) 組織運営に関する中長期	・令和3年度第9回理事会の承認を得て、6月30日に中期計画・中間報告をWEBページに公開。	※以下「公益財団法人
	営等に関する基本	基本計画を策定し公表すること	・参考URL https://www.jihf.or.jp/common/img/info/info_20220704_145112.pdf	日本アイスホッケー連
	計画を策定し公表		ここまで令和4年適合性審査までの取り組み	盟」は省略
	すべきである			※※証憑書類は主に関係
1			・令和4年度引き続き上記の具体化を目指し、本部・委員会横断の体制で検討を継続。	するものを掲載
_			・新型コロナ感染症流行、ウクライナ戦争等の影響により当連盟の財政状態が悪化。	
			これを踏まえて計画について選択と集中を行った。	・.中期計画・中間報告
			・令和5年7月14日業務執行会議の承認を得て7月31日に「中期計画(第二次策定)」を公開。	・中期計画(第二次検
			(参考URL:https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20230731_082426.pdf)	討)
	[原則1]組織運	(2) 組織運営の強化に関する	・外部人材による事務局業務改革支援及び若手人材の採用等を進めてきた。	・事業計画書【スポーツ
	営等に関する基本	人材の採用及び育成に関する計	・マーケティング、総務・労務の専門人材を期間採用し、事務局機能強化の基礎を拡充する計画とし	団体組織基盤強化支援事
	計画を策定し公表	画を策定し公表すること	助成に応募したが令和4年度については不採択。	業助成】令和4年度
2	すべきである			
			  ・事務局機能強化の助成応募について令和5年度に再挑戦すべく準備を進めたが、当連盟の自己財源確	
			保が困難となり応募断念。	
			・人材の採用、育成に関する計画は令和6年9月までに策定。	
	[原則1]組織運	(3) 財務の健全性確保に関す	・経営基盤の強化・安定に向けた取り組みに関する確認シート(JSC提出)に現状の課題と取り組みを	・経営基盤の強化・安定
	営等に関する基本	る計画を策定し公表すること	整理。	に向けた取組に関する確
	計画を策定し公表		・中期計画での具体化は令和4年度の課題とした。	認シート(JSC提出)
	すべきである			・令和5年度予算編成基
3				本方針
<b>.</b>			・令和4年度中に、連盟の財政状況が厳しさを増したことから財源確保のため協賛獲得活動に集中し	・令和4年度決算報告
			た。	
			・財務基盤強化については短期対応が必要となったため令和5年度予算策定の方針において、協賛金の	
			拡大、事業の収支均衡、寄付金募集の強化に取り組むこととした。	
			・中期的な基盤強化計画策定いついては令和5年度中の課題とした。	

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	[原則2] 適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	・目標を以下のように設定した。	<ul><li>・役員名簿</li></ul>
		成等における多様性の確保を図		以只有得 
	るための役員等の		- ケース - ケー	
		①外部理事の目標割合(25%以		
4	である。			
4		(40%以上)を設定するととも		
		に、その達成に向けた具体的な	  ・令和5年度改選で、外部理事5名(達成)、女性理事4名(達成)	
		方策を講じること		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	・令和5年度改選前は、外部評議員 1/43=2%、女性評議員 2/43=4%(小数点以下切り捨て)。	・評議員名簿
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を図	・目標を2023年度改選時に外部評議員40%(一次目標28%)、女性評議員20%とした。	
	るための役員等の	ること	・令和4年度評議員会において総数を25名、うち理事会が推薦する6名は外部、うち5名以上を女性とす	
_	体制を整備すべき	②評議員会を置くNFにおいて	る改正案(定款施行細則)が承認された。	
5	である。	は、外部評議員及び女性評議員		
		の目標割合を設定するととも		
			・令和5年度改選で、外部評議員9名(36%)(一次目標達成)、女性評議員8名(32%)(達成)と	
		策を講じること	なった。	
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の	・令和2年、アスリート委員会発足。委員は男女各5名の10名。	・アスリート委員会名簿
	組織運営を確保す	構成等における多様性の確保を	・アスリート委員会からの提案で「リスペクトキャンペーン」を実施。	・アスリート委員会議事
	るための役員等の	図ること		録(各回)
6	体制を整備すべき	③アスリート委員会を設置し、		
U	である。	その意見を組織運営に反映させ	・第2期委員が令和4年10月の理事会で承認され、現在活動中。	
		るための具体的な方策を講じる	・原則として一カ月に1回委員会を開催することとし令和4年10月17日以降、11月30日、12月20日、令	
		こと	和5年2月16日、3月13日、4月26日、5月24日、6月30日、8月17日に開催。	
	   [原則2] 適切な	(2) 理事会を適正な規模と	・適正な規模で、実効的に運営されている。理事15名以上20名以内(現状17名)。(定款第21条)	· 定款
	組織運営を確保す	し、実効性の確保を図ること	・理事会は原則四半期に一回開催であったが、WEB会議が定着し必要に応じて理事会を機動的に開催	・役員名簿
7	るための役員等の		することとなった。	・理事会(令和4年度)
<b>'</b>	体制を整備すべき		  ・令和4年度(2021年7月~2022年6月)は令和4年7月30日、9月10日、11月19日、令和5年1月21日、	議事録
	である。		3月11日、4月22日、6月24日に開催。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22 O H 17	[原則2]適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る	・令和4年定時評議員会(9/24)において就任時73歳未満で提案(定款施行細則第10条の改正)し可	・定款施行細則
	組織運営を確保す	仕組みを設けること	決された。改正された定款施行細則は即日施行となった。	・役員名簿
	るための役員等の	①理事の就任時の年齢に制限を		
8	体制を整備すべき	設けること		
	である。		・令和5年9月の改選において上記が例外の扱いなく適用された。	
	[原則2]適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る	・2022年定時評議員会(9/24)において役員の定年と併せて連続5期10年までとする案で提案(定款	・定款施行細則
	組織運営を確保す	仕組みを設けること	施行細則第10条の改正)し可決された。	・役員名簿
	るための役員等の	②理事が原則として10年を超		
	体制を整備すべき	えて在任することがないよう再		
	である。	任回数の上限を設けること	・令和5年9月の改選において上記が例外の扱いなく適用された。	
9				
9				
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	
	「医则匀】流如北、	(4) Xh土」 ナ 沙田 チ 早 人 レコ		<b>你只</b> 愿老老是人担仰
	[原則2]適切な	(4)独立した諮問委員会として犯品に対する。		・役員選考委員会規程
	組織運営を確保す		員会に提案し可決された。改正により委員構成が監事2~3名、外部委員2名、連盟業務執行役員3名と	
10		し、	なった。改正された役員推薦委員会規程は即日施行となった。 	簿
	である。			
			  ・令和5年9月の改選に際し、規程の通りの構成により役員推薦委員会が組織された。	
	[原則3] 組織運	(1) NEBバスの処隣号スの仏	・法令遵守を求める規程として倫理規定、懲戒規程を整備。	・倫理規程
			・法立度寸を氷める規程として偏壁規定、懲戒規程を登備。  ・その他関連する規程として個人情報保護規範、特定個人情報取扱規程、倫理委員会規程、通報窓口	・ 無理規性 ・ 懲戒規程
11			・その他関連する税性として個人情報保護税製、特定個人情報取扱税性、偏埋委員去税性、週報芯口    に関する規程、会計処理規則を制定している。	* <sup>恐戒規</sup> 性  ※その他の関連規程は規
		受引するために必安な税性を登   備すること	ドスクタグは、 万日 代生ががで呼んしくいる。 	程集に収録
	0	Mm / & C C		江木で仏場

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	・定款施行細則、評議員会運営規程、理事会運営規程、業務執行会議運営規程、専門委員会規程、役	・定款施行細則
	営等に必要な規程	規程を整備すること	員等旅費規程、職員旅費規程等を整備済み。	・評議員会運営規程
	を整備すべきであ	①法人の運営に関して必要とな	・JSC組織基盤整備事業(規程整備に際し弁護士等の指導・助言を得るための費用を助成)により整	・理事会運営規程
12	る。	る一般的な規程を整備している	備・拡充を図っている。	・業務執行会議運営規程
		か	・必要に応じ適時に規程類の整備・改訂を実施している。(継続中)	・専門委員会規程
				※その他慣例規定は規程
				集に収録
	「西川つ」を砂ま	(2) その他組織運営に必要な		・事務局規程
	[原則3] 組織運 営等に必要な規程	( ,	・事務局規程、職員就業規則、嘱託就業規則、パートタイマー就業規則、正職員転換規程、育児・介    護休業規程、会計処理規程等必要な規程類を整備済み。	
		規程を整備すること  ②法人の業務に関する規程を整		・会計処理規則
				・個人情報保護規定
13	る。	備しているか	・通報対応のため通報窓口に関する規程を整備済み。	・通報窓口に関する規程
			ここまで令和 4 年適合性審査までの取り組み 	※その他慣例規定は規程
				集に収録
			・インボイス制度への対応、電子帳票保存法への対応についてガイドラインを設けた。(令和5年9月9 	
			日理事会承認) 	
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	・役員評議員報酬費用規程、役員等旅費規程、賃金規程、職員退職金規程、賞与規程、職員旅費規	・役員評議員報酬費用規
4.1	営等に必要な規程	規程を整備すること	程、通勤費支給規程、マイカーの通勤利用に関する規程、マイカーの業務利用に関する規程、強化本	程
14	を整備すべきであ	③法人の役職員の報酬等に関す	部及び普及本部の実施事業におけるスタッフ謝金等に関する規程、主催大会等競技役員手当及び主管	・陳議員規程
	る。	る規程を整備しているか	団体交付金に関する規程等必要な規程類を整備済み。	※その他関連規程は規程
		(0) 7 - 4 (0/4) (0.2)		集に収録
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	・基本財産については定款第5条(基本財産)及び定款施行細則第9章(第27条~第29条)に規定。	・定款
1 -		規程を整備すること	・その他関連する規程類としては会計処理規則、加盟団体の分担金の使途に関する規程、寄付金等取	・定款施行細則
15			扱規程、特定費用準備金取扱規程等必要な規程類を整備。 	※その他関連規程は規程
	る。	備しているか		集に収録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22 O H 17	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	・加盟団体の分担金の納入については定款施行細則第30条、チーム及びそれに所属する会員の登録料	・定款施行細則
	営等に必要な規程	規程を整備すること	については同37条に規定。	・オフィシャルパート
	を整備すべきであ	⑤財政的基盤を整えるための規	・企業協賛についてはオフィシャルパートナーシッププログラム、オフィシャルサポーティングプロ	ナーシッププログラム
	る。	程を整備しているか	グラムを整備。	・オフィシャルサポー
			・スコアボードに係る公認料の根拠となる公認ガイドラインを制定	ティングプログラム
16			・競技会の予算決算、収支等についての規定を含む競技会開催規程、将来の特定に支出に充てるため	・スコアボードシステム
16			の特定準備金に関して定める特定費用準備資金等取扱規程、受領する寄付金について定めた寄付金等	の公認に係るガイドライ
			取扱規程を整備。	ン
			ここまで令和4年適合性審査までの取り組み	※その他関連規程は規程
				集に収録
			・スコアボードに係る公認ガイドラインについては操作卓製品編、アリーナ設置システム編を追加。	
	[原則3]組織運	(3) 代表選手の公平かつ合理	・代表選考は、選考に際して実施されるキャンプ等でコーチ陣が評価項目に従って評価した結果を持	・代表選手選考に係るガ
	営等に必要な規程	的な選考に関する規程その他選	ち寄り議論の上、最終的に代表監督が決定している。このプロセスをガイドラインにまとめた。関係	イドライン
	を整備すべきであ	手の権利保護に関する規程を整	者確認の上、令和5年9月9日理事会で承認された。	・第24回オリンピック冬
17	る。	備すること	・令和5年10月14日理事会で、強化本部内に選考委員会を新たに設置し、代表選考を管理することとし	季競技大会(2022/北
1 1			た。	京) 日本代表候補選手
				の国内選考に関わる調査
				書(回答フォーム)
				・利益相反管理規程
	[原則3]組織運	(4) 審判員の公平かつ合理的	・レフェリー委員会において、登録制度、資格認定基準、養成(インストラクター制度)などを	・中期計画・中間報告
10	営等に必要な規程	な選考に関する規程を整備する	網羅するレフェリー規程案を昨年度から検討中。令和5年度中に承認、運用の計画であったが、検討が	・利益相反管理規程
18	を整備すべきであ	こと	遅れ一年延期。	
	る。			
	↓ 	   (5) 相談内容に応じて適切な	│  ・弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にアドバイスを得られる体制にある。	  ・役員向けコンプライア
		弁護士への相談ルートを確保す	,	ンス研修(教材)
10		るなど、専門家に日常的に相談		
19	る。	や問い合わせをできる体制を確	税理士:木村吉成氏	
		保すること	社会保険労務士:齋藤真澄氏	

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	[原則4] コンプ	(1) コンプライアンス委員会	・理事会から独立した組織として倫理委員会を設置している。	・倫理委員会規程
		を設置し運営すること	組織図:https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20220322_171506.pdf	・倫理規程
	を設置すべきであ		・倫理委員会の役割としてガバナンスコードのコンプライアンス委員会の機能を包含していると認	  ・倫理に関するガイドラ
20	る。		識。	イン
20			・ 令和4年7月審査書類提出以降、令和4年8月2日、12/4、令和5年1月25日、2/10、4/20、6/21、	・  ・組織図
			  7/11、9/5に委員会を開催。その他検討事項発生の都度メールにて情報共有、意見交換(メール会議)	  ・倫理委員会名簿
			を実施。	・倫理委員会議事録
	   [原則4] コンプ	(2) コンプライアンス委員会	│ ・倫理委員会メンバーの中には、弁護士4名が入っており、十分な社会的経験と見識を具備していると	・倫理委員会委員名簿
	ライアンス委員会	の構成員に弁護士、公認会計	認識。	
	を設置すべきであ	  士、学識経験者等の有識者を配	・現在の委員構成は弁護士4名(うち女性1名)	
21	る。	置すること	委員長:井上毅(弁護士)	
			委 員:竹之下義弘(弁護士) 	
			:小沼千夏(弁護士)	
			:佐藤慶(弁護士)	
			担当理事:汀守秀次(副会長)	_
	[原則5] コンプ	(1)NF役職員向けのコンプラ		
22			てガバナンスコード対応の適合戦審査結果を報告する際、引き続き一層のコンプライアンス対応が必 	ンス研修(教材)
	ための教育を実施		要である旨報告した。	・コンプライアンス研修
	すべきである			教材
	[原則5] コンプ	(2) 選手及び指導者向けのコ	年代別のブロックキャンプやセレクトキャンプの際にコンプライアンス・インテグリティ教育を実施	・令和4年度ブロック
23	ライアンス強化の	ンプライアンス教育を実施する	している。	キャンプ一覧
23	ための教育を実施	こと		・ブロックキャンプで使
	すべきである			用したJOC教材
	[原則5] コンプ	(3) 審判員向けのコンプライ	・令和3年度から、各種全国大会(国体、インカレ、インターハイ、全中等)開催時に、参加審判など	・令和4年度レフェリー
	ライアンス強化の	アンス教育を実施すること	を対象にコンプライアンス教育を実施している。	クリニック一覧
	ための教育を実施		・令和4年度加盟団体レフェリー委員長会議を令和4年9月20日に実施し、コンプライアンス教育を実施	・.レフェリークリニッ
	すべきである		した。	ク教材(全日本選手権
24			・令和4年度レフェリークリニックにおいて、コンプライアンス教育を実施した。全国 4 ヶ所で105名	用)
<b>24</b>			が参加した。	
			・令和5年度実施のレフェリークリニックから、コンプライアンス教育をカリキュラムに組み込み、令	
			和5年8月5日より実施している。	
			・令和5年度加盟団体レフェリー委員長会議において、コンプライアンス教育資料を説明配布し、各加	
			盟団体が催すレフェリークリニックの際にコンプライアンス教育を実施するよう指導している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	得られる体制にある。	_
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・公認会計士の指導・助言を得て財務・経理に関する諸規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。具体的には、活用している業務ソフト(楽々精算)に事務局規程に定める決裁権限を反映して運用している。 ・予算・決算・活動報告:https://www.jihf.or.jp/jihf/disclosure.php ・監事は3名。雨宮監事については法人経営、アイスホッケー団体運営の経験、上木監事については会計、企業監査、これらに関する国際的業務経験、中嶋谷幹事についてはアイスホッケーに係る広範な経験と地方連盟運営の監督の経験に期待。 ・令和4年度決算報告にあるように監事団により適切な会計処理が実施されているかの監査を受けている。	・監事名簿 ・事務局規程 ・会計処理規則 ・令和4年度決算報告 ※その他関連規程は規程 集に収録
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・国や助成元における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元の監査を受けている。 ・経理処理の規程の定めに基づき、手続きや科目等適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る 監査を受けている。 ・倫理規程第4条4、倫理に関するガイドラインⅡ章において適切な経理処理を規定している。	・倫理規程 ・倫理に関するガイドラ イン(Ⅱ章) ・令和4年度決算報告
28	[原則7]適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・財務情報については、ホームページに公表。 https://www.jihf.or.jp/jihf/disclosure.php	・令和4年度決算報告 ・令和3年度決算報告

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<b>29</b>	[原則7]適切な	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul> <li>・倫理に関するガイドラインIII章に疑惑の無い選考を行うことの規定がある。</li> <li>・原則3 (3)に記載のとおり、客観性の高い選手選考を実施するよう努めている。</li> <li>・代表選手選考のガイドラインを作成し運用を開始。</li> <li>・代表選考の結果は連盟ホームページに公表。</li> <li>男子代表: https://www.jihf.or.jp/team_japan/?gender=1</li> <li>女子代表: https://www.jihf.or.jp/team_japan/?gender=2</li> </ul>	・倫理に関するガイドラ イン (Ⅲ章) ・利益相反規程 ・代表選考の選考に係る ガイドライン
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・2021年2月に自己説明をホームページに公開。 https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20211027_203401.pdf ・2021年10月に自己説明をホームページに公開。 https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20211027_203401.pdf ・2022年10月に自己説明をホームページに公開。 https://www.jihf.or.jp/common/img/acc/rule_20221028_150248.pdf	
31	[原則8] 利益相 反を適切に管理す べきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・2021年4月に利益相反ポリシーを制定。 ・2022年6月、利益相反ポリシーに具体的手続等を補足し利益相反規程を制定。 ・利益相反管理規程第5条2項に手続きを簡略化できるケースを規定。 ・同3項に決裁者は取引の重要性に応じて総合的に判断する旨を規定。 ・規定第6条に債務保証をする際には利益相反部会の助言を得るべき旨を規定。	・利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相 反を適切に管理す べきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	同上	同上
33	[原則9] 通報制 度を構築すべきで ある	(1) 通報制度を設けること	・平成28年6月に通報窓口に関する規程を設け、倫理委員会を窓口とする体制を構築した。 ・通報窓口についてはホームページに公開 https://www.jihf.or.jp/jihf/report_window.php ・通報窓口についての利用案内にJSPO、JOCの窓口を利用できることを追加(2021年11月) ・今後実施するコンプライアンス研修の教材に通報制度の内容い盛り込む。	・通報窓口に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制 度を構築すべきで ある	(2) 通報制度の運用体制は、 弁護士、公認会計士、学識経験 者等の有識者を中心に整備する こと	・通報制度の担当は倫理委員会になっており、弁護士等の有識者がメンバーとなっている。 ・通報等を受け付けた場合には、倫理委員会が必要な調査を行い調査結果を通知する。	同上
35	[原則10] 懲罰制 度を構築すべきで ある	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること		・懲戒規程・.職員就業規則
36	[原則10] 懲罰制 度を構築すべきで ある	立性及び専門性を有すること	・懲戒規程第5条に懲戒処分及び懲戒手続きは公正かつ適正に行われなければならない旨規定。 ・懲戒規程第10条2項に、理事会が倫理委員会に調査等の請求を行った場合、倫理委員会は調査部会、審問部会を組織し、調査、審問にあたる旨を規定。 ・調査部会の役割は懲戒規定第14条に、審問部会の役割は同第15条に規程。 ・上記調査部会、審問部会は倫理委員会委員で構成するが、懲戒規程第13条に調査部会、審問部会の構成員の除斥・忌避・回避等を規定し公正な調査・審問を担保している。 ・倫理委員会の構成は[原則4](2)のとおりである。	・懲戒規程 ・倫理委員会規程 ・倫理委員会名簿
37	紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・スポーツ仲裁規程第2条「本連盟が行った決定事項に対する不服申し立て」とあり、対象を懲罰等の	・スポーツ仲裁規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること		・懲戒規程
39		(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること		<ul><li>・危機管理規程</li><li>・危機管理マニュアル</li><li>・連盟事務所編</li><li>・不祥事対応編</li><li>・主催大会編</li><li>・選手等派遣編</li></ul>
40		(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(原則12(3)と同様に"外部調査委員会を設置した"案件を対象とした場合、過去4年間に該当する不祥事は発生していない)	
41		(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施		

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	[原則13] 地方組 織等に対するガバ ナンスの確保、コ ンプライアンスの 強化等に係る指	(1) 加盟規程の整備等により 地方組織等との間の権限関係を 明確にするとともに、地方組織 等の組織運営及び業務執行につ いて適切な指導、助言及び支援 を行うこと	・定款第10章第41条〜第43に加盟団体の加盟、分担金、登録について規定している。 ・定款施行細則の第2章に加盟団体の構成、第8章に加盟団体の資格喪失、第10章に加盟団体の権利及	・定款 ・定款施行細則 ・加盟団体の分担金の 使途に関する規程 ・加盟団体WEBミーティング開催通知 - 令和4年8月30日 - 令和4年11月9日 - 令和5年2月27日 ・加盟団体代表者会議開催通知(令和5年7月8日)
43		する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・従来よりコンプライアンスについてはブロック会議においてJIHF幹部による講習を行ってきた。 ・ルール改正の周知やスキルアップを目的とする全国レフェリー委員長会議を開催するとともに、各地区においてレフェリークリニックを開催してきた。 ・令和2年度からはブロック会議においてガバナンスコード対応について説明してきており、令和4年度においても実施。(令和5年5月~6月) ・2021年度は中期計画、ガバナンスコード対応についてブロック会議の機会をとらえて説明、啓蒙を図ってきた。 ・加盟団体代表者会議、加盟団体WEBミーティングを制度化(令和5年2月25日)。	<ul> <li>・加盟団体WEBミーティング開催通知</li> <li>・令和4年8月30日</li> <li>・令和4年11月9日</li> <li>・令和5年2月27日</li> <li>・加盟団体代表者会議開催通知(令和5年7月8日)</li> <li>・令和5年 ブロック会議開催一覧</li> </ul>